

区役所等における各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入 及び指定代理納付業務プロポーザル実施要領

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や利用者の利便性向上の観点等から、区役所、支所、出張所及び証明書発行コーナー（以下「区役所等」という。）における、各種証明書発行時の手数料の徴収に、キャッシュレス決済を導入する。

本要領は、区役所等におけるキャッシュレス決済に係る機器設置、環境構築及び保守管理、手数料の代理納付、その他必要となる業務を適切かつ確実に遂行することができる者のうち、京都市（以下「本市」という。）が指定する者（以下「指定代理納付者」という。）をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名称

区役所等における各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入及び指定代理納付業務

(2) 業務内容

区役所等における各種証明書発行手数料の支払いについて、クレジットカード、電子マネー、コード決済（以下「クレジットカード等」という。）及び従前の現金決済に対応可能な、レジ及び決済端末等を使用した決済システムを提供し、地方自治法第231条の2第6項及び地方自治法施行令第157条の2の規定に基づく指定代理納付者による納付業務を円滑に運用するものとする。

(3) 契約金額

金20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 仕様

別紙「区役所等における各種証明書発行手数料の徴収に係るキャッシュレス決済導入及び指定代理納付業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 応募資格

(1) 次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、当該業務の参加資格を有する者が契約締結日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日

までの間において本市により競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
 - オ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
 - カ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、本市の市民税及び固定資産税、本市の水道料金及び下水道使用料（京都市内に事業所がある場合）について未納のない者であること。
 - キ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。
 - ク 役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - ケ 過去3年間のいずれかの年度において、金融・決済業務に係る年間取扱高が50億円以上あること。
- (2) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「複合体事業者」という。）の参加も下記の要件を満たす場合に限り認めるものとする。
- ア 複合体事業者の中から代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること。また、本市への質疑や書類の提出等は、代表者が行うこと。
 - イ 複合体事業者の場合にあっては、代表者又は構成員が本公募の他の代表者又は応募者でないこと。
 - ウ 複合体事業者を構成する、代表者以外の事業者においても、上記(1)ア～クについて満たすこと。

3 応募手続等

(1) 応募申込

プロポーザルに参加しようとする者は、下記の書類を提出すること。ア及びイは原本1部、その他の書類は原本1部及び写し5部の合計6部を提出すること。

※ 複合体事業者の場合、イ及びウについては、構成員ごとに提出すること。

ア 参加申込書（様式1）

イ 各種証明書

(ア) 納税証明書（提出日の直前2事業年度の納税に係る証明書）

- ・所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
- ・市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

(イ) 本市の水道料金・下水道使用料納付証明書（本市に事業所がある場合に限る。）

(ウ) 誓約書（様式2）

(エ) 暴力団排除措置に係る誓約書（様式3）

(オ) 過去3年の事業年度の決算書類

貸借対照表，損益計算書，利益処分計算書又は損失処理計算書，親会社の連結貸借対照表（連結子会社の場合）等

※(ア)～(エ)については，有資格者名簿に登載されている方は不要

ウ 企業概要書（様式4）

概要が分かる資料，パンフレット，チラシ等がある場合は併せて提出すること。

エ 導入及び業務内容に関する提案書（様式5）

各項目について，要点をまとめて簡潔に作成すること。なお，記載内容について枠内に収まらない場合等において，枠の拡大，行の追加，又は別紙の追加も可能とするが，25ページ以内に収めること。

(ア) レジの仕様

(イ) 決済端末の仕様

(ウ) 取扱手数料率（税抜）及び取扱ブランドの種類

(エ) 収納情報データの提供方法

(オ) 利用者等の支払方法

(カ) 導入までのスケジュール

(キ) 情報セキュリティ及び個人情報保護の取扱い

(ク) 導入時及び導入後のサポート及び保守管理体制（対応マニュアルの有無，入力ミス発生時の対応，障害発生時の対応等）

(ケ) 取扱手数料以外の経費負担及びその内訳（手数料以外に必要な経費がある場合のみ）

(コ) 契約後の決済端末他，周辺機器等の追加に係る費用負担

オ その他提出書類

(ア) コンプライアンス体制に係る書類（自由様式）

a 法令遵守に対する考え方が記載された書類

b 個人情報に対する考え方が記載された書類

※プライバシーマークなどを取得している場合は許諾書等の写し

(イ) 会員規約（個人会員用）

(ウ) 加盟店規約

(エ) 契約書案（本市用）

(2) 提出書類の記載方法

ア 提出書類は，原則A4版，縦型，横書き，左綴じで作成すること。

イ 文字の大きさは原則として10.5～12ポイントとし，書体は任意とする。

ウ 文字を補完するためのイラスト，イメージ図等を使用し，別紙としてもかまわない。

ただし，提案項目との関連が分かるように綴ること。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「8 問合せ及び提出先」へ提出すること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、可能な限り、郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留に限る。

(4) 提出期限

参加申込書 令和3年5月21日（金）必着

その他書類 令和3年5月28日（金）必着（持参の場合は午後5時まで）

※ 持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

※ 提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

4 質問及び回答

(1) 質問ができる者

「3 応募手続等」に記載の参加申込書を提出した者に限る。

(2) 受付方法

質問書（様式6）を作成のうえ、電子メールにより「8 問合せ及び提出先」へ提出し、必ず電話で着信確認を行うこと。

(3) 受付期限

令和3年5月21日（金）午後5時必着

※ 受付期限を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受け付けない。

(4) 回答方法

参加申出書の提出を行った事業者の担当者に対し、質問提出期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信する。

(5) その他

電子メールによる質問以外の方法（電話、ファックス等）、また応募状況、審査に関する問合せには、一切応じない。

5 指定代理納付者の選定

(1) 選定方法

指定代理納付者の選定に当たっては、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識、経験、十分な社会的信用及び財産的基礎を有することを前提として、応募事業者からの提出書類の内容を下記に掲げる評価項目について、審査及び評価し、最も高い評価を得た者を選定する。

なお、評価点が120点以上であることを選定の条件とし、応募事業者が1事業者であった場合も、プロポーザルは有効なものとして扱う。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断した場合は、指定代理納付者を選定しない場合がある。

(2) 評価項目

評価項目		内容	評価方法
会社の概要 (20点)	1 組織の 安定性	・昨年度の決算書において、年間売上高に対する当期純利益の割合が高いか。 ※ 複合体事業者の場合は、代表者の決算書で判断する。	12点～4点 (3段階評価)
	2 本社の 所在地	・京都市内に本店又は主たる事務所を有するか。	8点又は0点 (2段階評価)
商品性能 (レジ) (20点)	3 性能及び使いやす さ	・操作性が良好で簡易であるか。 ・日次の清算処理において、売上情報の集計処理が簡易であるか。	20点～4点 (5段階評価)
商品性能 (決済端末) (10点)	4 性能及び使いやす さ	・市民にとって利便性の高い端末であるか。 ・設置場所に関わらず、安定的に利用可能か(配線が延長可能であり、事務所内配置に悪影響がない等)	10点～2点 (5段階評価)
取り扱いブランド (100点)	5 取り扱 いブランド	・利用者にとって利便性向上に資するブランド数であるか。(必須ブランド以外)	40点～8点 (5段階評価)
	6 取扱手 数料率	・低廉な手数料率か。 (決済種別で評価する。)	60点～6点 (10段階評価)
サービス内容 等 (50点)	7 収納情 報データの 提供方法	・収納情報の提供は迅速か。 ・収納情報の内容は十分か。	10点～2点 (5段階評価)
	8 情報セ キュリティ 及び個人情 報保護	・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する取組みが確立されているか。	10点～2点 (5段階評価)
	9 価格	・低廉な価格設定であるか。	10点～2点 (5段階評価)

	10 スケジュール及びサポート、保守管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的で無理のないスケジュールか。 ・導入前の研修に関する提案は適切か。 ・導入時、導入後のサポート、保守管理体制は十分か。 ・対応マニュアルは整っているか。 ・加盟店が問い合わせをするサポート窓口が整備されているか。 ・急なトラブルに対して、すぐに対応できるか。 	20点～4点 (5段階評価)
--	------------------------	--	-------------------

(3) 審査員

審査は、以下の者が行う。

【審査員】(5名)

文化市民局地域自治推進室担当部長
文化市民局地域自治推進室区政推進課長
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画課長
文化市民局地域自治推進室窓口改革担当課長
文化市民局地域自治推進室担当課長補佐

(4) 選定結果の通知

選定結果については、令和3年6月3日(木)までに、参加者全員にFAX、電子メール又は電話により通知する。選定結果についての異議は受け付けない。

選定結果を通知した後、各応募者の名称、評価点及び契約の相手方を選定した理由をホームページに公表する。

6 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された指定代理納付者と契約内容に向けた詳細な仕様について協議・調整を行ったうえで、仕様書及び契約書を作成し速やかに契約を締結する。
- (2) 指定代理納付者と協議し、合意しなかった場合及び、指定代理納付者が辞退又は資格を喪失した場合は、次点の応募者を指定代理納付者とする。
- (3) 契約予定日 令和3年6月中旬頃

7 その他

- (1) 本要項について疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとする。
- (2) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。
- (3) 提案書及びその他の書類(以下「提案書等」という。)の作成及び提出等の本プロポーザルに要する費用は、応募事業者の負担とする。

- (4) 提出された提案書等は，返却しない。
- (5) 提出された提案書等は，指定代理納付者の選定以外に参加者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は，明らかな誤字脱字等がある時点で，本市の承諾を得た場合のほか認めない。
- (7) 選定された指定代理納付者の提案書等の内容は特記仕様書として契約時に採用する。
- (8) 提出された書類以外に，審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (9) 指定代理納付者として選定されて以後の辞退は原則として認められない。
- (10) 指定代理納付者として選定された後に，指定代理納付者として相応しくないと本市が判断した場合は，選定を解除することがある。

8 問合せ及び提出先

京都市文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当（担当：常國，山田）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎地下1階

Tel : (075) 222-3085

Fax : (075) 213-0321

E-Mail : kusei@city.kyoto.lg.jp